

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開（2024年度実績）

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	43人（2025年6月1日現在）
派遣先の数	26社（2025年3月31日現在）
派遣料金の平均額	31,683円（1日8時間当たりの平均）
派遣労働者の賃金の平均額	21,666円（1日8時間当たりの平均）
マージン率	31.62%
労使協定を締結しているか 否かの別等	締結対象範囲：全ての派遣労働者 2025年4月1日～2026年3月31日
派遣労働者の キャリア形成支援制度に 関する事項	教育訓練に関する事項： ・入職前研修、個人情報保護研修 ・年次研修：eラーニング、セミナー、書籍購入 （通訳・翻訳のスキルアップ、知識習得）

以上